様式第５号（第９条関係）

「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」認証申請書

　　年　　月　　日

　愛 媛 県 知 事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

申請者　企業の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名

　えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度要綱第９条の規定により、下記のとおり申請します。

　なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

１．申請区分

|  |  |
| --- | --- |
| □新規 | □更新（認証番号　第　　　号） |

２．企業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  〒　　 |
| 業　種該当するもの１つをチェックしてください。 | □農業・林業 | □漁業 | □鉱業、採石業、砂利採取業 |
| □建設業 | □製造業 | □電気・ガス・熱供給・水道業 |
| □情報通信業 | □運輸業、郵便業 | □卸売業、小売業 |
| □金融業、保険業 | □不動産業、物品賃貸業 | □学術研究、専門・技術サービス業 |
| □宿泊業、飲食サービス業 | □生活関連サービス業、娯楽業 | □教育、学習支援業 |
| □医療、福祉 | □複合サービス事業 | □サービス業（他に分類されないもの） |
| □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 主な事業内容 |  |
| 常時雇用する労働者数 |  　　　　　　　名（うち男性　　　　　名、女性　　　　　名） |
| ホームページ | □有（アドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □無 |
| 記載担当者 | 所属部署名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅ‐mail |  |
| （１枚目／３枚） |

３．認証基準に係る事項

申請内容を確認の上、チェック欄の□にチェックを入れてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証基準 | 添付書類 | ﾁｪｯｸ欄 |
| 次世代法に基づく一般事業主行動計画 | （１）労働局に届け出た後、当該計画の実行に着手している。 | ○労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届（受付印のあるもの）の写し○一般事業主行動計画（本文）の写し | □ |
| （２）「雇用環境の整備に関する事項」を１つ以上含めている。 | □ |
| （３）公表及び労働者への周知を適切に行っている。（更新の場合は、行動計画の実行状況を含む。） | ○公表・周知状況が確認できる資料（※１） | □ |
| （４）育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置の就業規則等への規定。・育児休業　　　　　・介護休業・子の看護休暇　　　・介護休暇・育児・介護のための所定外労働の制限・育児・介護のための時間外労働の制限・育児・介護のための深夜業の制限・育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置 | ○就業規則又は労働協約の表紙及び該当箇所の写し○制度又は措置に関する労使協定を締結している場合は労使協定の写し | □ |
| （５）本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、育児休業等の制度等を個別に周知し、育児休業申出等に係る意向の確認を行っている。（対象者がいる場合のみ） | ○対象者に配布した書面等の写し又は面談記録簿等 | □ |
| （６）育児休業申出等が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を以下の中からいずれか一つ以上講じている。　・育児休業等に関する研修の実施　・育児休業等に関する相談体制の整備　・自社の育児休業取得事例の収集と労働者への提供　・育児休業等の制度と取得促進に関する方針の周知 | ○左記の措置を講じていることがわかる周知文書等の写し | □ |
| （７）妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止、行為者に対する対処内容の就業規則等への規定。 | ○（４）と同様 | □ |
| （８）労働者の仕事と育児及び介護の両立支援に対する代表者の取組姿勢の明示。 | ○代表者メッセージ（様式第１号の１） | □ |
| （９）過去３年間において関係法令に違反する重大な事実がない。 |  | □ |
| （10）過去２年間に次のいずれか２つ以上の項目を満たしている。イ　男性労働者の育児休業等取得者が１人以上いるロ　女性労働者の育児休業等取得率が75％以上であるハ　育児休業等取得期間中の代替要員を確保し、かつ休業後に原職等に復帰した者が１人以上いるニ　次のいずれかについて、就業規則又は労働協約に規定し、かつ利用の実績を有する　①３歳に満たない子どもを育てる労働者に対する始業時刻変更等の措置（フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、事業所内保育施設の設置及び運営、子育てサービスの費用の援助）　②３歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども（常時雇用労働者が100人以下の企業の場合は、３歳から中学校卒業前までの子ども）を育てる労働者に対する所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置　③小学校就学後から中学校卒業前までの子どもの看護のための休暇の措置　④妊娠、出産又は育児を理由として退職した者についての再雇用特別措置⑤在宅勤務や情報通信技術を活用した勤務（テレワーク）に係る措置ホ　介護休業又は介護休暇を取得した者が１人以上いる | ○申告した実績を確認できる資料（※２）○（項目ニ、ヘの場合）就業規則又は労働協約の該当箇所の写し○（項目ニ、ヘの場合）制度又は措置に関する労使協定を締結している場合は労使協定の写し | □ |
| （２枚目／３枚） |
| ヘ　家族を介護する労働者に係る次に掲げるいずれかについて、就業規則又は労働協約に規定している①介護休業、介護休暇又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置について、育児・介護休業法に定められた期間、回数等を上回る制度又は措置②介護を理由として退職した者についての再雇用特別措置③在宅勤務や情報通信技術を活用した勤務（テレワーク）に係る措置 |  |  |
| （11）次のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施している。イ　所定外労働の削減のための措置ロ　年次有給休暇の取得の促進のための措置ハ　仕事と育児、介護、治療等との両立をはじめ、労働者におけるそれぞれの事情に応じた多様な働き方の選択に資する措置 | ○申告した措置を確認できる資料（※３） | □ |

○参考資料として、企業の概要が分かるもの（パンフレットなど）を添付してください。

【添付書類に係る留意事項】

（※１）一般事業主行動計画の公表・周知状況が確認できる資料

　公表方法は、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」への掲載、自社ホームページへの掲載などがありますので、印刷物や写しを提出してください。インターネットが使用できない場合は、事業所の見やすい場所への掲示や備え付ける方法でも差し支えありませんので、状況が確認できる写真を提出してください。

（※２）申告した実績を確認できる資料

　育児休業等の制度や措置の利用申出書や出勤簿の写しなど、制度や措置の利用実績が確認できる資料を提出してください。

（※３）申告した措置を確認できる資料

　措置に関する社内周知文書の写しなど、申告した措置が企業としての取組みであることが確認できる資料を提出してください。

|  |
| --- |
| （３枚目／３枚） |